

村上市市民協働のまちづくりの概要

I 事業推進趣旨

1 背景

(1) 少子高齢化社会への対応【参考：以下人口の推移 住民基本台帳】

年月	人口(人)	高齢化率(%)	限界集落	準限界集落
平成20年10月現在	69,694	30.00	7	95
平成24年4月現在	66,613	31.54	10	137

※ 高齢化率：平成22年国勢調査データにより全国23.0%、新潟県26.3%

(2) 合併による広大な面積、様々な地域性の尊重

- ① 平成20年4月1日に村上市、荒川町、神林村、朝日村及び山北町の5市町村が合併。
- ② 県面積の9.3%を占める1,174km²の面積。約50kmの海岸線。

(県立自然公園：普通地域～第一種特別地域)

- ③ 合併に伴い各地域の均衡ある発展と地域の特色を活かしたきめ細かなまちづくりの必要性
- ④ 昨今の社会情勢の変化に伴う、多様な市民ニーズへの対応。

(3) 行財政改革の推進と市民協働による活気に満ちた地域づくり

- ① 市長の公約に掲げ、村上市行政改革大綱に盛り込む。
- ② 村上市総合計画の重点戦略に掲げる「定住の里づくり」。推進手法として「行財政改革の推進」と「市民協働のまちづくりの推進」。

2 目的

少子高齢化による自治組織等の維持に対する不安の解消と、地域コミュニティ活動や伝統文化にきめ細かに対応し、一律画一的な行政運営から脱却するため、住民と各種団体、行政が連携して、地域の課題解決あるいは地域資源の活用による事業実施などを行うことで、地域の元気づくりを目指す。

II 推進概要

1 手法

(1) 地域まちづくり組織の設立（旧市町村単位に17組織を設立）

推進母体として旧市町村の各地区に17の地域まちづくり組織を設立

(2) 地域まちづくり交付金による「財政支援」

市税の約1%（H24 市税の予算額6,640,466千円） 交付金予算額50,000千円

(3) 担当職員による「人的支援」

- ① 平成23年度から推進を支援するため各地区に自治振興室を設置
- ② 地域まちづくり組織単位に担当職員を配属
- ③ 平成23年7月に市民協働推進員を設置

2 経過

- (1) 既存事業等との調整（主として公民館事業）
- (2) 平成23年度4月村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例・同規則の施行
- (3) 平成23年4月に市民協働のまちづくりを所管する課を設置
- (4) 平成23年4月に各支所に自治振興室を設置し、支援体制を整える
- (5) 平成23年度地域まちづくり組織の設立を推進

※ 推進例

地域審議会等へ地域の区割りについて意見聴取 ⇒ 現状把握 ⇒ 各種団体との調整
⇒ 設立準備会の設置 ⇒ 地域まちづくり計画策定 ⇒ 地域まちづくり組織構成検討
⇒ 地域まちづくり組織設立総会

- (6) 担当職員間の連携

昨年度は、推進状況を互いに把握し、情報交換をするために月1回程度持ち回りで開催

- (7) 市職員の意識改革

- ① 平成22年5月から月1~2回程度メールマガジンを配信（現在25号まで配信）
- ② 専門講師及び先進地域の職員を招いた研修会の開催

- (8) 市民に対する協働意識の醸成

- ① 市報、ホームページをとおして、取り組み情報を発信
- ② 各地区で通信を発行（主に設立準備会が発行）

3 今年度の取り組みについて

- ① 各地区の取り組み状況等を周知するための市報特集号を年3回発行
- ② 市ホームページを地域まちづくり組織の活動に合わせ更新
- ③ 担当職員の連携会議及び地域まちづくり組織の連携会議の開催
- ④ 事業推進に関するアドバイザーを依頼
- ⑤ 職員の協働意識醸成を目指すメールマガジンの配信継続

III 事業の成果

まちづくり計画策定などによる目的の共有化と地域の新たな取り組みに波及が見られ、地域人材の見だしにもつながっている。また、地域内の伝統行事等の復活や各種団体との連携、自らの意思で取り組む自立心の芽生えが見られる。

※ 各地区の取り組み状況参照